



建交労



2020年7月13日
 建交労神奈川県南支部
 2020年夏季闘争No.2
 2019年度推進ニュース②通算181号
 発行責任者 佐藤 章

三昭運輸分会県労委の証人審問終了 早期全面勝利命令を勝ちとる署名推進を！

建交労神奈川県南支部三昭運輸分会は7月7日の県労委での清野分会長と北川書記長の反対審問及び会社側の三浦専務取締役の主審問、さらに9日の三浦氏の反対審問で、会社側の不当労働行為と社会保険労務士が団体交渉に介入して団交を形骸化し、労使関係に大きな混乱を引き起こした実態などを明らかにしました。



7月7日の証人審問に参加した仲間（県労委）

なお、2日間の証人審問における支援体制は感



7月9日の証人審問に参加した仲間

染症防止対策として県労委から傍聴人数の制限要請があったため、参加者は当該分会が3名、県南支部は委員長・書記長など4名、県本部委員長、神奈川労連議長・事務局次長、湘南労連事務局長、川崎労連副議長のみとしました。9日に証人審問を終えた県労委の今後の期日は8月17日（月）16:00からの求釈明をもって結審となります。

いよいよ大詰めに入った県労委闘争で三昭運輸分会の早期全面勝利命令を勝ちとるための最大の課題は、経営側の不当性を大きくアピールして社会的に包囲していくこと

です。そのためには、新型コロナウイルスの影響もあって停滞している「三昭運輸事件の早期救済命令を求める署名（別紙）」のとりくみを改めて強めていくことが求められます。各分会は署名の位置付けを仕切り直して明確にし、徹底して広げてください。

三昭運輸事件の早期救済命令を求める要請署名の到達点

署名種類	組織名	内外液輸	福岡運輸	田中製菓	イワサワ	中日臨海	扶桑運輸	三昭運輸	ギオン	東進産業	日酸運輸	三浦観光バス	合同分会	県南支部	地方地域他組織	合計	集計日
三昭運輸分会 団体署名		2	1	1	1	1	1	14	1	1			3	1	328	355	2月22日
		2	1	1	1	1	1	14	1	1			3	1	328	355	7月9日
三昭運輸分会 個人署名		40	2	5	15	14	20	88	10	7			19	208	4393	4821	2月22日
		40	2	5	15	14	20	88	10	7			19	208	4393	4821	7月9日

建交労関東トラック協議会総会を7月19日に川崎で開催

建交労関東トラック協議会（栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川）は、7月19日（日）13時30分から川崎市教育文化会館に於いて第16回総会を開催します。

神奈川県労働委員会 御中

平成29年(不)第34号三昭運輸事件の 早期救済命令を求める要請書

貴会の日頃のご活躍に衷心より敬意を表します。

標記の事件は、(株)三昭運輸（以下、会社という）が2013年に社会保険労務士を団体交渉委員に加えて以降、社会保険労務士が主導する団体交渉が常態化し、分会の要求をことごとく否定するのみならず、やがては団体交渉そのものを「留保する」（事実上の団交拒否）に至ったことに端を発するものです。この会社の姿勢に対し建交労神奈川県本部及び神奈川県南支部は、三昭運輸分会の意向も尊重し、会社の不誠実な対応を改めるよう粘り強い説得を続けました。

2017年3月には団体交渉ルールの確立を求めて貴会での斡旋も試みましたが、会社は貴会による労使関係の正常化に向けた丁寧な説得や和解案をすべて拒否し「例え不当労働行為で訴えられても和解を受け入れることはできない」との態度に終始したため、貴会での斡旋は同年4月20日不調に終わりました。その際に貴会は、会社に対し「斡旋の不調や組合側が会社側を不当労働行為で訴えた場合でも、それ等を理由に団体交渉を拒否することはできません。それは不当労働行為にあたります。」と、嚴重注意を申渡しています。

しかし、その後も会社は団体交渉の議題などを制限あるいは拒否するなどして団体交渉の開催を困難にしたり、ようやく開催した団体交渉では社会保険労務士や行政書士による非弁行為を含めて不誠実な対応を改めていません。

貴会に於いては、こうした会社の不誠実な態度を改めさせ一日も早く正常な労使関係を確立するため、救済申立の請求内容である、①団体交渉の誠実な履行、②組合事務所の継続使用をはじめ、③未払一時金の早期支給、④謝罪文の掲示などを含めて全面的な救済命令を早期に行って頂くよう強く要請致します。

年 月 日

住 所 _____

団体名 _____

代表者 _____

取り扱い団体

全日本建設交運一般労働組合（建交労）神奈川県本部
〒231-0025 横浜市中区松影町2-7-17 リバーハイツ石川町304

全日本建設交運一般労働組合（建交労）神奈川県南支部
〒169-0073 川崎市川崎区砂子2-8-1 シャンボール川崎砂子706号

※この署名は、この目的以外では使用いたしません。

神奈川県労働委員会 御中

平成29年(不)第34号三昭運輸事件の 早期救済命令を求める要請書

貴会の日頃のご活躍に衷心より敬意を表します。

標記の事件は、(株)三昭運輸（以下、会社という）が2013年に社会保険労務士を団体交渉委員に加えて以降、社会保険労務士が主導する団体交渉が常態化し、分会の要求をことごとく否定するのみならず、やがては団体交渉そのものを「留保する」（事実上の団交拒否）に至ったことに端を発するものです。この会社の姿勢に対し建交労神奈川県本部及び神奈川県南支部は、三昭運輸分会の意向も尊重し、会社の不誠実な対応を改めるよう粘り強い説得を続けました。

2017年3月には団体交渉ルールの確立を求めて貴会での斡旋も試みましたが、会社は貴会による労使関係の正常化に向けた丁寧な説得や和解案をすべて拒否し「例え不当労働行為で訴えられても和解を受け入れることはできない」との態度に終始したため、貴会での斡旋は同年4月20日不調に終わりました。その際に貴会は、会社に対し「斡旋の不調や組合側が会社側を不当労働行為で訴えた場合でも、それ等を理由に団体交渉を拒否することはできません。それは不当労働行為にあたります。」と、嚴重注意を申渡しています。

しかし、その後も会社は団体交渉の議題などを制限あるいは拒否するなどして団体交渉の開催を困難にしたり、ようやく開催した団体交渉では社会保険労務士や行政書士による非弁行為を含めて不誠実な対応を改めていません。

貴会に於いては、こうした会社の不誠実な態度を改めさせ一日も早く正常な労使関係を確立するため、救済申立の請求内容である、①団体交渉の誠実な履行、②組合事務所の継続使用をはじめ、③未払一時金の早期支給、④謝罪文の掲示などを含めて全面的な救済命令を早期に行って頂くよう強く要請致します。

年 月 日

名 前	住 所	サイン

取り扱い団体

全日本建設交運一般労働組合（建交労）神奈川県本部
〒231-0025 横浜市中区松影町 2-7-17 リバーハイツ石川町 304

全日本建設交運一般労働組合（建交労） 神奈川県南支部
〒169-0073 川崎市川崎区砂子 2-8-1 シャンボール川崎砂子 706 号

※この署名は、この目的以外では使用いたしません。

㈱三昭運輸の県労委での争議和解拒否に対する抗議声明

建交労神奈川県本部、同神奈川県南支部及び同三昭運輸分会は、2017年12月、神奈川県労働委員会に対し、㈱三昭運輸（代表取締役・渡邊一三）による不当労働行為救済を申立てた。

その調査段階で県労委が提案した和解に向けた三者委員立会いによる団交のなかで、㈱三昭運輸は一時金不支給の理由を「建交労と妥結していないから」と明言した。そのため分会はその場で妥結の意思を表明した。ところが、㈱三昭運輸は突如「過去の同意約款協定破棄を含め会社が求める条件に同意しなければ一時金は支払わない」と主張した。

この主張に対しては県労委が「その差し違え条件は不当労働行為」と指摘し注意したが、会社が自らの主張に固執したため和解の道は一旦とん挫した。

その後、県労委の努力により和解協議が再開した。2020年1月28日に和解に向けた面談をおこなった際「組合事務所立退強要は不当労働行為」と公益委員は明言させたが、それでも分会は早期和解と正常な労使関係確立に向け「過去の同意約款協定の変更及び組合事務所の会社敷地内での移動」を決意し他の会社提案も受け入れる努力をした。

しかし、㈱三昭運輸は合理的理由も示さずに組合事務所の会社敷地外への移転に固執したため、三者委員の努力も虚しく和解協議は再び決裂した。

結局、㈱三昭運輸は組合事務所立退要求の正当性も合理性もないまま、分会結成から12年間無償貸与してきた組合事務所を敷地外に移転させたうえに、移転の1年後からは組合事務所の家賃等を分会に負担させるなど露骨な分会（労働組合）嫌悪の姿勢を改めようとはしなかった。

このように、㈱三昭運輸は正常な労使関係の確立に向けた努力を放棄し、県労委の努力も分会の誠意も無にして和解を決裂させた。

我々は、㈱三昭運輸が職場団交のみならず県労委でも不誠実な交渉態度に終始して和解を拒否したことに強く抗議する。併せて㈱三昭運輸が一日も早く正常な労使関係を築く立場に立つことを要請する。

以 上

2020年7月6日

全日本建設交運一般労働組合神奈川県本部

執行委員長 伊藤 東一

〃 神奈川県南支部

執行委員長 佐藤 章

〃 三昭運輸分会

分会長 清野 純平